総論

第１章　後期基本計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間を計画期間とする長期総合計画の基本構想における将来像の実現に向け，平成31（2019）年度までの前期5年間の施策や個別事業の取組の検証等を通じて，令和2（2020）年度から5年間の施策の基本方針及び目標を定める「三原市長期総合計画後期基本計画」を策定します。

第２節　計画策定の視点

後期基本計画は，次の視点を踏まえ策定します。

☞ 前期基本計画の進捗状況と課題
☞ 社会情勢の変化
☞ 市の主要指標の動向
☞ 市民の想い
☞ 西日本豪雨災害からの復旧・復興

第３節　計画期間

この基本計画は，令和2（2020）年度を初年度とし，令和6（2024）年度を計画期間とする5カ年計画とします。

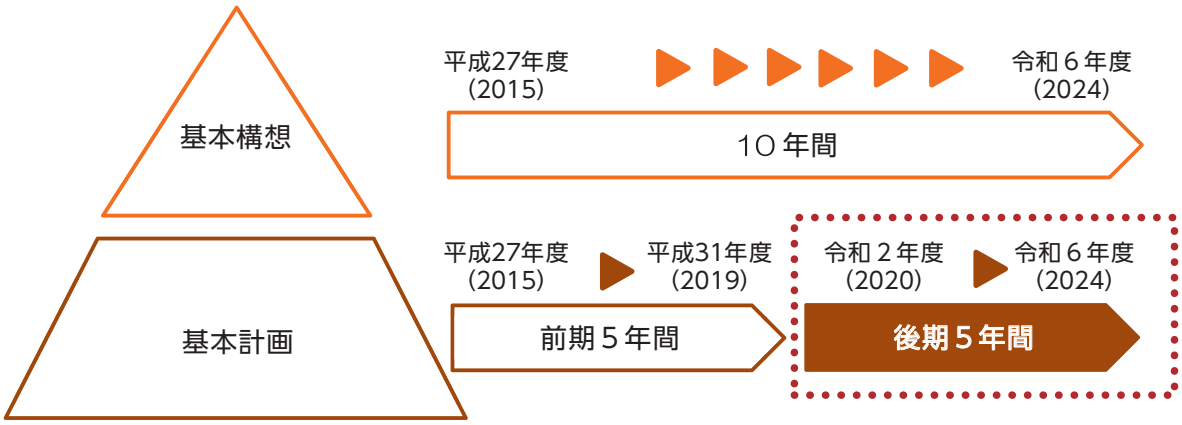

第４節　計画の構成

この基本計画は，「総論」「各論」によって構成します。

第２章　後期基本計画策定の背景

第１節　前期基本計画の進捗状況と課題

前期基本計画の計画期間である，平成27（2015）年～平成31（2019）年までの5年間における各施策の進捗状況や課題は次のとおりで，これらを踏まえ，後期基本計画の策定につなげます。

（1）新しい三原をつくる協働[1]のまち

地域活動について，中山間地域では地域計画の策定を通じ，自主的な取組が広がるとともに，企業や大学等との連携・協力による課題解決の取組など，多様な主体の力で多彩な活動が生まれており，地域づくりの活性化や定住促進などの「元気な地域づくり」の政策や，産学官連携[2]をはじめとする「市民協働[3]」の政策において進捗が図られました。

後期計画に向けては，人口減少が進行するなか，市の元気の源になる「人」の力を活かすことが重要であり，地域が自ら課題解決や活性化に向けて取り組む活動を継続的に支援するほか，企業や大学に加え，新たに金融機関と連携した取組の展開や，市民活動団体等と連携した取組の充実・強化，女性の活躍推進などに取り組むことで，住みたいまちとしての魅力を高めていくことが必要です。

まちを支え元気にする取組を推進する人材の確保・育成などを通じて，「新しい三原をつくる協働のまち」をめざすことが重要です。

（2）地域の文化と多様な人材を育むまち

将来を担う子どもたちについて，学力定着や体力・運動能力向上などの「学校教育の充実」や学校施設の耐震化などの「教育環境の整備・充実」の政策において進捗が図られました。一方，人生100年時代に向けて，生涯を通じて学ぶ機会を持つ「生涯学習の振興」などの政策について，充実を図ることが必要な状況となっています。

後期計画に向けては，情報化やグローバル化[4]などの社会的変化を踏まえ，教育・学習環境を整備するとともに，長寿化する社会構造を踏まえ，生涯にわたって自発的に学ぶことができ，スポーツに親しむことができる環境づくり，歴史・文化・芸術の振興などに取り組むことが必要です。

市と市民それぞれが積極的に学び，知る機会を求め，互いの独自性を認め合うことを通じて，「地域の文化と多様な人材を育むまち」をめざすことが重要です。

（3）多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

市内工業団地への企業立地を中心とした「工業の振興」をはじめ，中心市街地活性化基本計画に基づく，空き店舗を活用した起業や駅前東館跡地整備事業など「中心市街地の活性化」などの政策の進捗が図られました。加えて，瀬戸内三原 築城450年事業により「観光のまち三原」の実現に向けた取組が進み，産業の活性化に効果がありました。

後期計画に向けては，引き続き，工業団地等への企業誘致に取り組むとともに，人材不足対策や農林水産業の担い手育成と生産振興，JR三原駅前の新たな集客拠点などを活用した中心市街地のにぎわい創出などに取り組むことが必要です。これに加えて，陸・海・空の交通結節機

能を活かしたインバウンド[5]を含む観光振興，人工知能（AI[6]）やIoT[7]をはじめとした先進技術を活用したまちづくりの推進により，市民生活・行政サービスの利便性向上や市内産業の生産性向上・競争力強化を図るなど，多様な産業と多彩な交流を生み出し，まちの活力につなげていく取組が必要です。

工業・農林水産業等の既存産業の育成・支援，企業誘致や起業支援などによる働く場としての魅力向上，商業や観光，にぎわい創出，それぞれの産業が連携して取り組む6次産業化[8]の推進など，さまざまなことに挑戦できる環境づくりを通じて，「多様な産業と多彩な交流による活力あるまち」をめざすことが重要です。

(4) 健やかに暮らせる人に優しいまち

放課後児童クラブの整備・拡充や乳幼児等医療費の軽減など「子ども・子育て」の政策において，一定のサービス向上が図られたものの，少子化傾向に歯止めがかかっていない状況があります。「福祉・介護」の政策においては，高齢者や障害のある人が，住み慣れた地域で安心して生活することを支援する体制整備が図られました。また，メンタルヘルス[9]に対する取組の拡充など，市民の健康づくりや地域医療の確保に取り組んできました。

後期計画に向けては，今後，支援を必要とする高齢者が増加すると予想されることから，在宅医療と介護の連携や地域で支え助け合う体制整備に引き続き取り組むことが必要であるとともに，人口の減少傾向抑制に向け，子どもを産み・育てやすい環境づくりの充実を図る取組が必要です。加えて，市民や地域社会の健康づくりへの意識高揚を図り，これを支える医療サービスの充実や人材不足への対応などの取組も必要です。

子どもも高齢者も障害者も，すべての世代が活躍でき，安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるとともに，妊娠・出産・子育てなど市民の希望をかなえる支援を通じて，「健やかに暮らせる人に優しいまち」をめざすことが重要です。

(5) 安心して快適・安全に住み続けられるまち

コミュニティFM放送の開局や自主防災組織の設立支援など，「災害対応力の強化」や，水道，下水道，街区，公園など「生活基盤」の政策について進捗が図られました。また，平成30年7月豪雨災害を踏まえたハード・ソフト両面からの防災・減災[10]対策など，市民の安全・安心を守る取組や，地球温暖化対策など，環境保全の取組等をさらに進めることが必要な状況となっています。

後期計画に向けては，豪雨災害からの復旧・復興に計画的かつ迅速に取り組むことに加え，人口減少・少子高齢化[11]を踏まえた「コンパクト＋ネットワーク」の考え方に基づき，日常生活の住み良さ向上に向け，生活機能の維持・確保や地域公共交通網の形成などの取組を進めていく必要があります。

災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめるとともに，生活・産業・交流の拠点性を高め，各拠点間をつなぐハード・ソフト両面の取組を通じて，「安心して快適・安全に住み続けられるまち」をめざすことが重要です。

第２節　社会情勢の変化

後期基本計画策定にあたっては，次のような社会状況の変化を的確に把握し，迅速かつ適正に対応していくことが求められています。

（1）人口減少と少子高齢化の進行

平成27（2015）年の国勢調査によると，日本の総人口は1億2,709万人となっており，平成22（2010）年の前回調査時に比べ約96万人減少し，本格的な人口減少社会が到来しています。

また，少子化と高齢化も同時に進行しており，人口構成も大きく変化しています。

合計特殊出生率[12]の全国値は，平成27（2015）年には1.45となっており，人口の維持に必要とされる2.07を大きく下回る水準となっている一方で，令和7（2025）年には団塊の世代[13]が75歳以上となることから，介護や医療ニーズが増加することが懸念されています。

こうした中，出生の希望がかなう社会にすることと，人生100年時代の到来を見据え，誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築することが必要です。

（2）経済・社会環境の多様化・高度化

人口減少等に伴う国内市場の縮小が見込まれる一方，労働力人口の減少による人員不足を補うため，外国人労働者の雇用が増加するなど，国内と海外の関わりが一層強くなることが予測されます。

また，IoTやロボット，AIなどの新たな技術を産業や社会生活に取り入れ，経済発展と社会課題の解決を両立していくSociety5.0[14]の実現に向けた取組を進めていくことが地方創生においても求められています。

このように，経済や社会を取り巻く環境は日々複雑化・高度化しているため，行政と地域の企業・団体等が連携を図ることにより，急速なグローバル化や技術革新に対応した取組が求められています。

（3）様々なリスクへの対応

近年，大規模地震，台風，集中豪雨などの自然災害による甚大な被害が全国各地で発生しており，今後は，南海トラフ[15]大地震[16]の発生も予想されるなど，自然災害への懸念が増大しています。

また，高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎えつつあり，限られた予算の中で，今後の維持管理・更新を図っていく必要があります。

加えて，感染症への備えや，子ども・高齢者を対象としたインターネット犯罪や特殊詐欺[17]，消費生活に関するトラブルなど，様々な危険や不安が市民生活を取り巻いており，誰もが安心して暮らすことができるまちづくりへの関心は一層高まっています。

（4）持続可能な社会に対する意識の高まり

平成27（2015）年9月に国連で採択された持続可能な開発のための「2030アジェンダ※」において，先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として，17の持続可能な開発目標（SDGs[18]）が掲げられました。

これを受け，国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元（2019）年12月20日閣議決定）においても，「持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当

たって，SDGsの理念に沿って進めることにより，政策全体の全体最適化，地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき，地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。」と示されています。

※2030アジェンダ：国際社会における持続可能な開発のための行動計画として，
令和12（2030）年を期限とする包括的な目標とターゲット等からなる。

※持続可能な開発目標（SDGs）

■17の持続可能な開発目標（SDGs）■

（5）市民活動・人材育成の必要性

核家族[19]化の進行や生活様式の多様化など，人々の意識の変化に伴い，地域社会における人と人のつながりが希薄化してきており，これまでの地縁に基づいたコミュニティだけでは地域が抱える課題に十分な対応を図ることが難しくなってきています。

その反面，急速に進む高齢化に対応するため，福祉や防犯・防災などの分野において地域が果たす役割は大きくなってきています。

地域課題が多様化・複雑化している中，行政だけで課題を解決していくことは困難な状況であり，課題の解決に向けた市民活動が重要であり，行政をはじめ，市民，市民活動団体，大学，企業など，様々な主体がこれまで以上に連携していくとともに，体制づくりや人材育成が求められています。

（6）多様性を受け入れる社会の実現

少子高齢化の進行，女性の社会進出，国際化の加速など，社会経済環境が大きく変化してきています。

人口減少が進み，労働力人口が減少する環境下では，多様な人材の能力を引き出し，地域の活力を持続させていくことが大きな課題となります。

また，社会の移り変わりが目まぐるしく，多様化・高度化するニーズに応えていくためにも，女性，高齢者，障害者，外国人，性的少数者などの多様な人々が活躍できる環境の整備が求められています。

(7) 独自財源の確保と効率的な行政経営

日本の財政状況は，人口減少・少子高齢化の進行によって，税収が伸び悩む一方で，社会保障関連経費が増加する構造が続いています。

このような状況を踏まえ，地方自治体は国からの財政支援に頼るだけでなく，地域の魅力向上や情報発信により，交流・関係・移住・定住人口の増加や，ふるさと納税の活用など，様々な手段による財源確保に取り組んでいくことが求められています。

また，スリムで効率的な行政経営を実現するため，事務・事業の見直しを行い，必要性の低下した事務・事業については，積極的に廃止・縮小を進めるとともに，行政が直接行う必要のない事務・事業については，民営化・民間委託・PFI[20] の活用などを進めることにより，組織・業務の減量・効率化を図り，効果的かつ効率的に行政サービスを提供する経営感覚が求められています。

第３節　主要指標の動向

（1）人口の推移

【総人口】

・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると，現在の傾向で人口が推移した場合，令和42（2060）年には，平成27（2015）年の約44.7％の水準である53,185人にまで減少すると予測されています。

【年齢3区分別人口】

・生産年齢人口（15～64歳）は，総人口と同様に昭和60（1985）年にピークを迎え，その後は減少傾向となり，令和42（2060）年には，平成27（2015）年に比べ51.9％減少すると予測されています。

・年少人口（0～14歳）は，昭和40（1965）年以降減少傾向にあり，令和42（2060）年には，平成27（2015）年に比べ52.2％減少すると予測されています。

・老年人口（65歳以上）は，令和2（2020）年までは増加傾向にあるものの，その後は減少に転じ，令和42（2060）年には，平成27（2015）年に比べ29.8％減少すると予測されています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移■

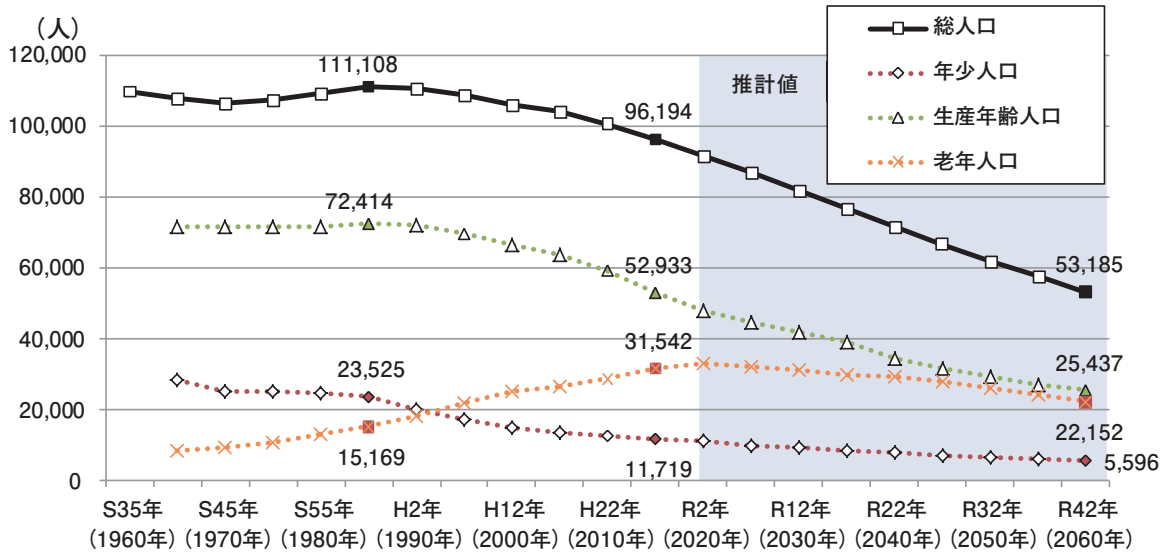

出典：S35（1960）年～H27（2015）年…「国勢調査（各年10月1日）」総務省
R2（2020）年～R42（2060）年…「内閣官房まち･ひと･しごと創生本部事務局提供ワークシート（令和元年6月版）に基づく推計」
※S35（1960）年は，年齢3区分別人口は非掲載。
※H27（2015）年は，国のワークシートの数値に準拠。

(2) 出生・死亡，転入・転出の推移

・自然増減では，死亡数が出生数を上回る自然減で減少数が拡大しています。

・社会増減では，転出数が転入数を上回る社会減の状況ですが，平成21（2009）年～平成24（2012）年は，平均約500人の減少でしたが，平成27（2015）年～平成30（2018）年は，平均約200人に減少幅が縮小しています。

■出生数・死亡数の推移■

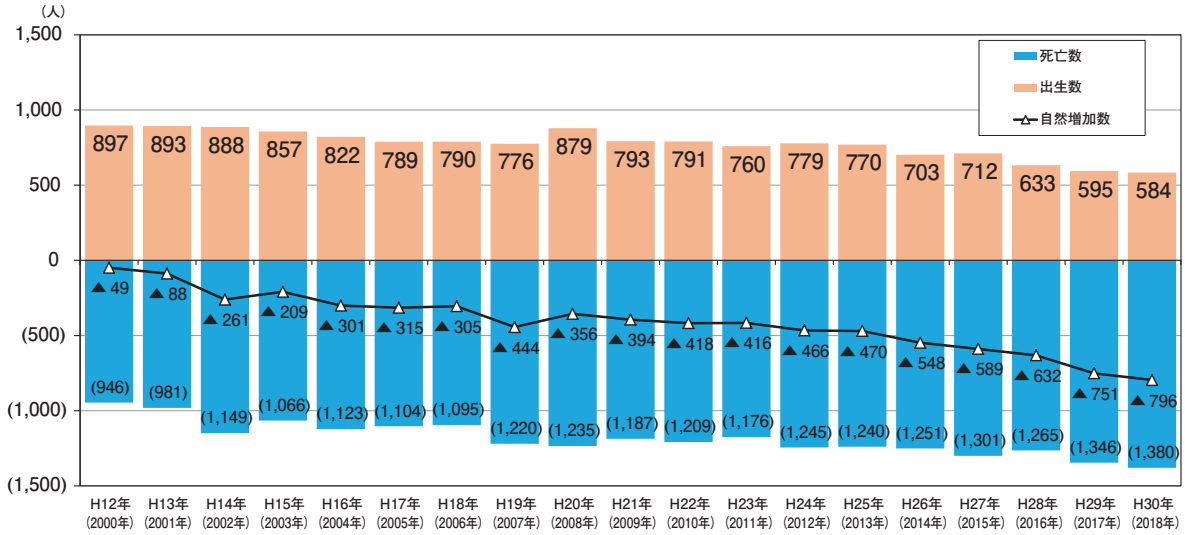

■転入数・転出数の推移■

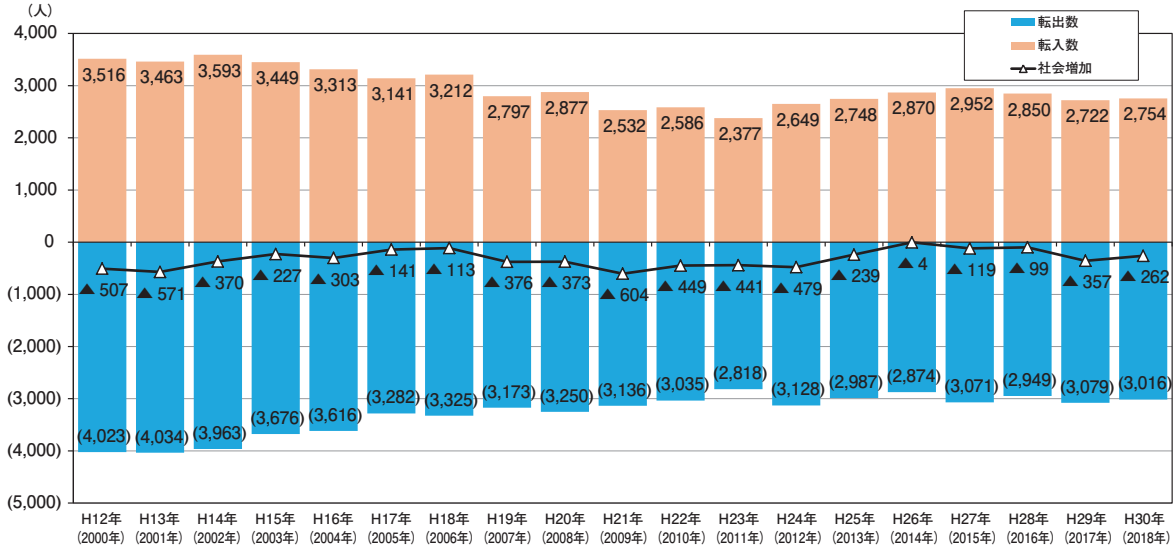

出典：「住民基本台帳に基づく人口，人口動態及び世帯数に関する調査」総務省

(3) 合計特殊出生率の推移

・厚生労働省が公表している本市の合計特殊出生率は，増減を繰り返し，直近の平成20（2008）年～平成24（2012）年の値は1.56となっており，県平均・全国平均を上回っています。

■合計特殊出生率（ベイズ推定値[21]）の推移■

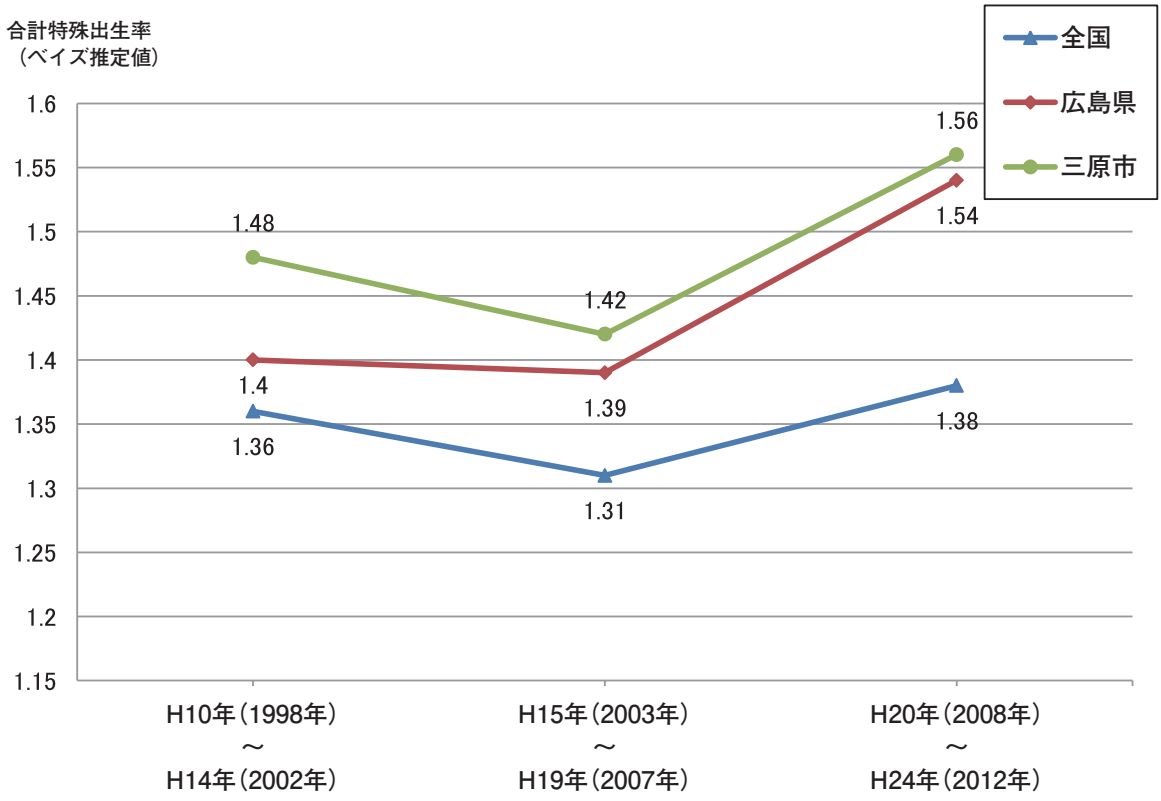

出典：「人口動態保健所・市町村別統計」厚生労働省

（4）性別・年齢階級別の人口移動の状況

・男女ともに，進学や就職の年代である20歳前後で転出超過となっています。

・男女ともに20歳前後の転出超過数の幅が縮小傾向にあります。これは，年少人口の減少により進学者，就職者自体が少なくなっている傾向を表していると考えられます。

・男性は就職期の25歳前後で転入超過となるのに対し，近年，女性は転出超過となっています。女性が転出したまま戻らないことから，20代～ 30代の女性が減少し，生産年齢人口や年少人口の減少に影響していると考えられます。

■年齢階級別人口移動推移（男性）■

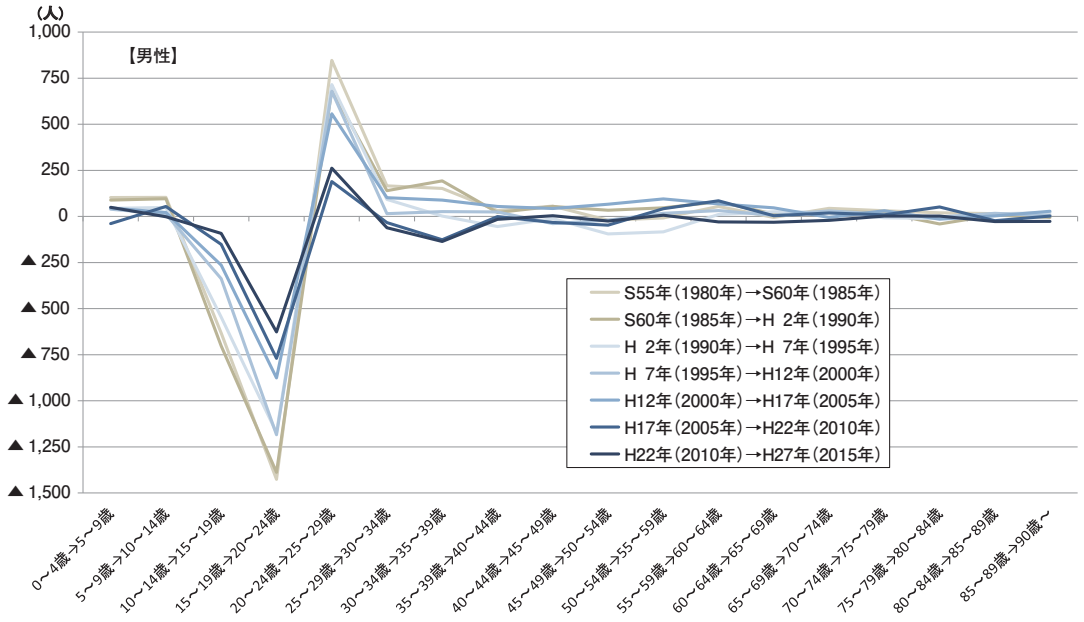

■年齢階級別人口移動推移（女性）■

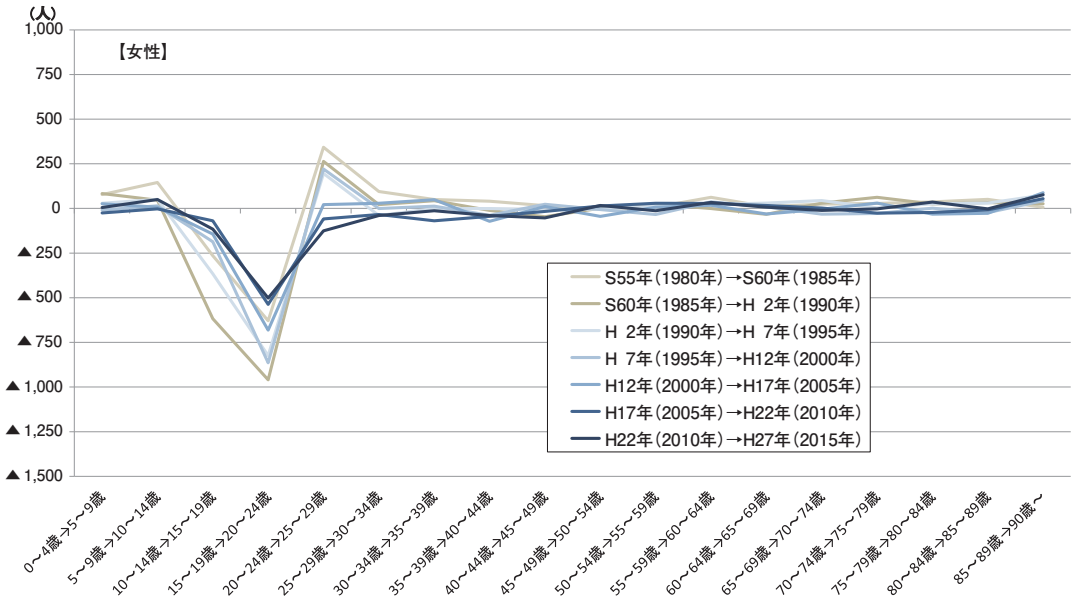

出典：「国勢調査（各年10月1日）」総務省
※男女５歳階級別の純移動数は，上記「国勢調査」人口と各期間の生残率を用いて推定した値。

(5) 年齢別地域別転出数

・本市では，若い世代（20 ～ 29歳）の転出が最も多くなっています。その多くは県内への転出となっていますが，三大都市圏を中心とした県外への転出も多くなっています。

■年齢別地域別転出数■

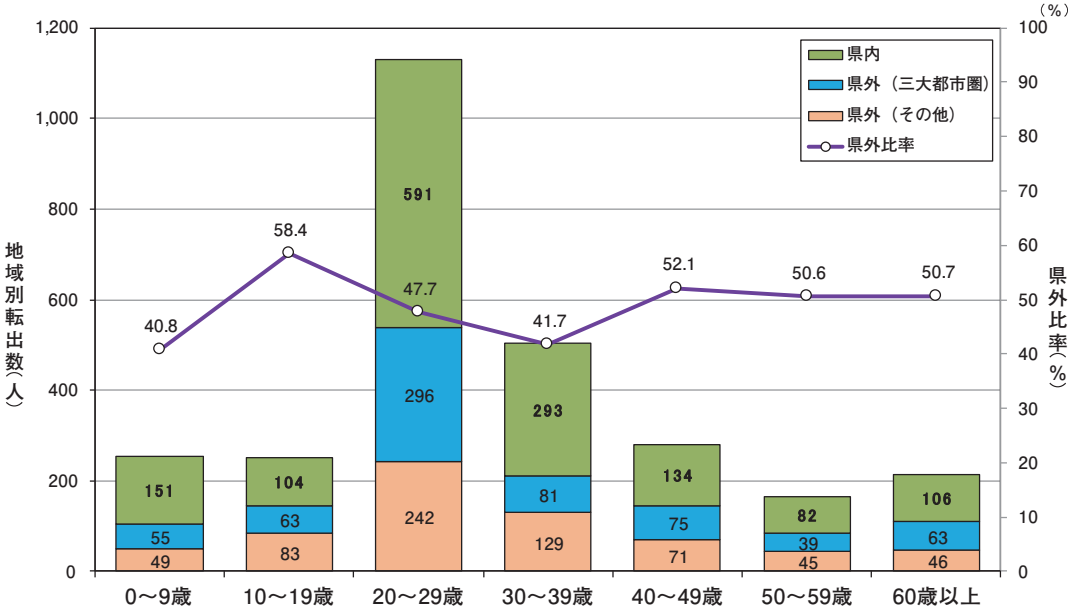

出典：「住民基本台帳人口移動報告」総務省

※三大都市圏：東京圏（東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県），名古屋圏（愛知県，岐阜県，三重県），大阪圏（大阪府，兵庫県，京都府，奈良県）

(6) 市内総生産

・市内総生産は，平成19（2007）年度～平成28（2016）年度の10年間，4,000億円前後で増減を繰り返しています。

・産業別では，第2次産業が1,800億円前後，構成比で平均45％，第3次産業は，2,100億円前後，構成比で平均53％で推移しています。

■三原市内総生産の推移■

（単位：百万円）

実数	総生産	第１次産業	第２次産業	第３次産業	輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税
平成19年度	425,038	5,576	185,983	233,005	474
平成20年度	415,941	5,847	188,485	219,979	1,630
平成21年度	410,687	5,612	193,896	210,612	567
平成22年度	430,276	5,826	210,591	212,276	1,583
平成23年度	372,386	5,916	154,318	210,532	1,621
平成24年度	359,343	5,862	151,278	200,848	1,356
平成25年度	361,234	5,599	153,109	200,733	1,793
平成26年度	403,685	5,462	191,302	204,610	2,312
平成27年度	386,376	5,911	170,779	209,426	259
平成28年度	405,800	6,346	187,624	209,426	259

（単位：％）

実数	構成比	第１次産業	第２次産業	第３次産業	輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税
平成19年度	100.0	1.3	43.8	54.8	0.1
平成20年度	100.0	1.4	45.3	52.9	0.4
平成21年度	100.0	1.4	47.2	51.3	0.1
平成22年度	100.0	1.4	48.9	49.3	0.4
平成23年度	100.0	1.6	41.4	56.5	0.4
平成24年度	100.0	1.6	42.1	55.9	0.4
平成25年度	100.0	1.5	42.4	55.6	0.5
平成26年度	100.0	1.4	47.4	50.7	0.6
平成27年度	100.0	1.5	44.2	54.2	0.1
平成28年度	100.0	1.6	46.2	52.1	0.1

出典：「市町民経済計算」広島県

（7）産業構造

①本市の産業構成

・本市の従業者・付加価値の構成比は，全国や県に比べ，製造業，医療・福祉，農林漁業の割合が高くなっています。

・特に，製造業の付加価値構成比は，全国の約1.9倍となっています。

・一方，卸売業・小売業の従業者・付加価値の構成比は，全国や県よりも低くなっており，付加価値では，全国・県の約7割となっています。

■従業者数の産業別構成■

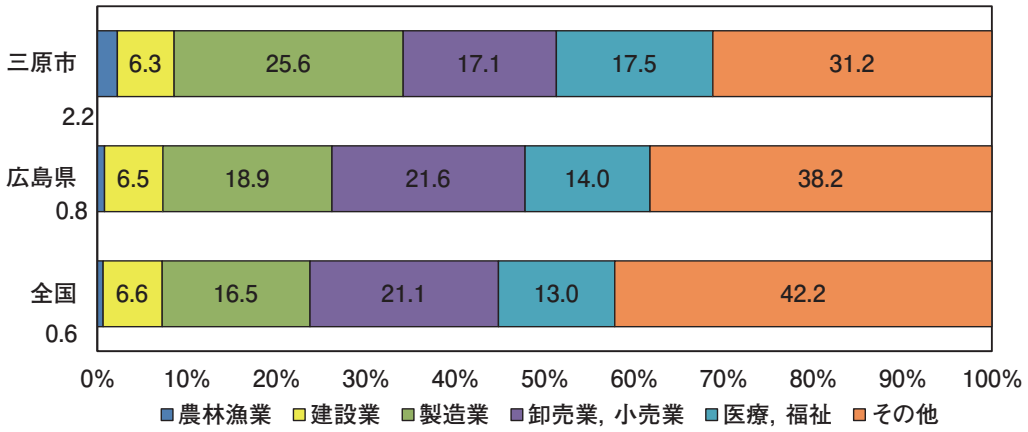

出典：「平成28年経済センサス－活動調査」経済産業省
※従業者は事業従事者。

■付加価値の産業別構成■

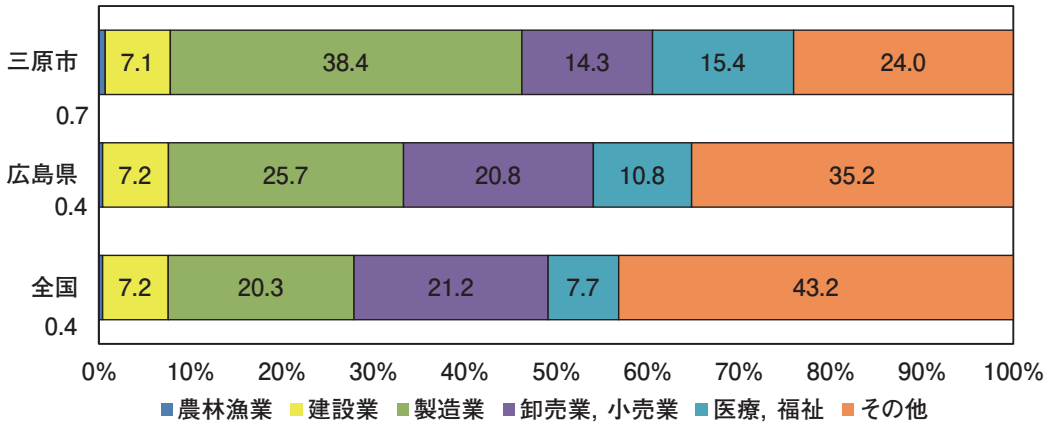

出典：「平成28年経済センサス－活動調査」経済産業省

第４節　市民の想い

後期基本計画の策定に向けて実施した，市民アンケートやワークショップ[22]から見える市民の想いは次のとおりです。

市民からは引き続き，『活力』と『安心』への強い期待が表れており，こうした期待に応えるまちづくりの推進が求められています。

（1）市民満足度調査結果の経年変化

■「今後，特に力を入れるべき」と考える政策分野■

	H30	H28	H25	H21
1位	防災のための施設や情報，活動体制が充実している	中心市街地に活力があり，振興が図られている	中心市街地に活力があり，振興が図られている	高齢者対策
2位	子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている	新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている	中心市街地活性化
3位	新たな産業の創出などにより，雇用の場が確保されている	子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる	子育て支援
4位	中心市街地に活力があり，振興が図られている	高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる	保育環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	医療体制・地域医療
5位	商工業・サービス業に活力があり，振興が図られている	観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や〝おもてなし〟などが充実している	幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている	小・中学校教育
6位	幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている	ＪＲやバス，航路など，生活に必要な交通手段が充実し，利用しやすい環境が整っている	観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や〝おもてなし〟などが充実している	幹線道路（バイパス・国道等）の整備

本市において実施した，市民満足度調査の結果によると，「今後，特に力を入れるべき」と市民が考えている政策分野は上記のとおりとなっています。

過去4回で，「安心」につながる，子ども・子育て支援や，「活力」につながる，中心市街地活性化，雇用創出，商工業・サービス業や観光振興が上位に位置しています。

また，平成30（2018）年は，豪雨災害の影響で，防災対策も上昇し，市民が生活の安心とともに，将来に向けて活力を求めていることがうかがえます。

（2）市民ワークショップの結果

令和元（2019）年7月～8月にかけて市民ワークショップを実施しました。その結果から見える市民の想いは次のとおりです。

※詳細は，152ページ以降に掲載しています。

①ワークショップの名称

「私×まちづくり」～5年後に望むまちの姿～

②テーマ

市の大きな課題である人口減少対策を主テーマとし，「地域での暮らし」，「子ども・子育て」，「魅力発掘・情報発信」の3つをサブテーマとして設定

※国の総合戦略における基本目標も踏まえて選定。

③参加者

市内の10代～70代　　合計71名

④意見のまとめ

○地域での暮らし

住み慣れた地域での暮らしを維持・活性化していくために市民が必要と考えるものとしては，「公共交通の利便性向上」，「地域活動・町内会活動の活性化」，「若者流出対策」，「地域資源の活用」，「生活支援体制の充実」などを求める声が寄せられています。

○子ども・子育て

将来のまちを担う子どもたちのためにできること，少子化対策として市民が必要と考えるものとしては，「出会い・結婚の支援」，「妊娠・出産・子どもの医療体制の充実」，「子育て環境基盤の保全・整備」，「地域で育てる環境づくり」，「教育・交流の充実」，「仕事と生活の両立・父親の参画充実」などを求める声が寄せられています。

○魅力発掘・情報発信

市の魅力を発掘・創造・発信することで，活力を高め，持続的な発展をめざすために市民が必要と考えるものとしては，「交通の利便性」や「自然が豊か」という基盤のもと，「祭り，食，歴史・文化，瀬戸内海」等，本市固有の資源を活かした観光振興と「宿泊機能の充実」，「情報発信の強化」などを求める声が寄せられています。

第５節　西日本豪雨災害からの復旧・復興

平成30年7月豪雨災害復旧・復興プラン（令和元年7月作成）

第１章　復旧・復興の基本方針

1　基本方針

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けて，次の基本方針を掲げます。

・一日でも早く市民生活と経済活動を取り戻す。

・災害に負けない強靭な基盤を構築する。

・市民と行政が，ともに災害に立ち向かう！

この3つの基本方針がめざす姿を実現するため，「被災者支援」，「インフラ[23]災害復旧」，「災害廃棄物処理」，「産業支援」，「現地支援」の5つのプロジェクトを立ち上げ，より実効性の高い取組を推進します。

2　プロジェクトの推進体制

本市は，平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を推進するため，三原市平成30年豪雨災害復旧・復興推進本部（本部長：市長，以下「推進本部」という。）を設置し，推進本部の中に，5つのプロジェクトに関する調査，企画立案及び進行管理を担う「プロジェクトチーム」を編成して推進しています。

本部長のもと，それぞれのプロジェクトチームが全庁的に取組を進めています。

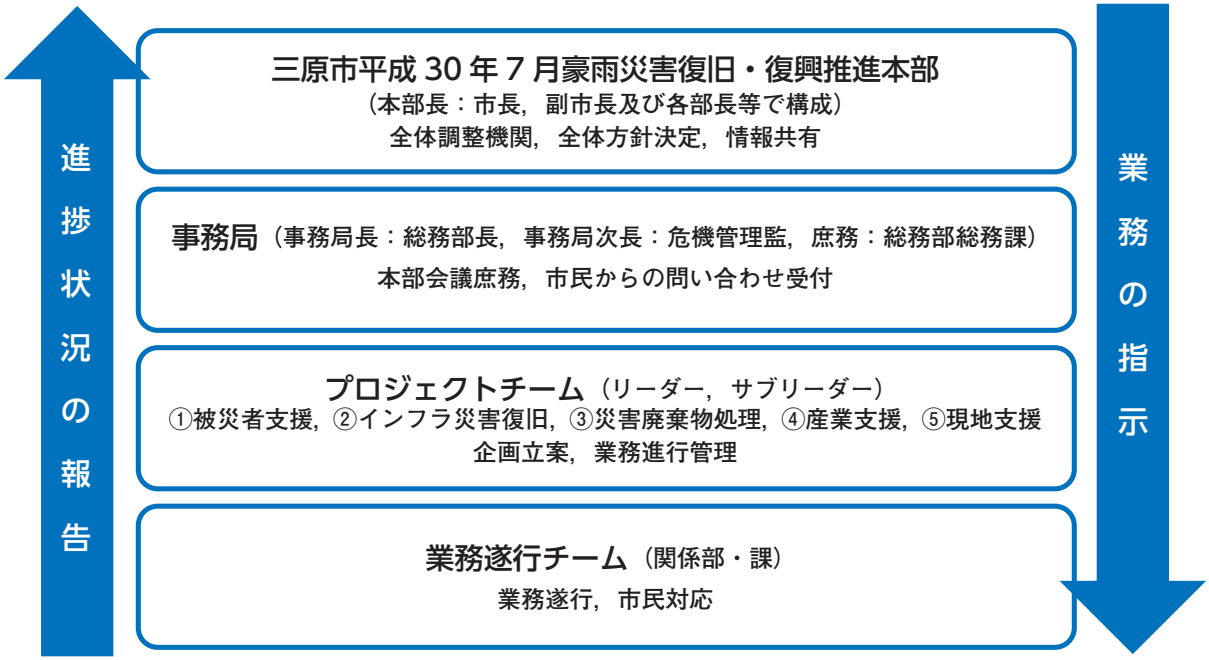

第２章　復旧・復興への取組

１　プロジェクトの体系図

A 被災者支援プロジェクト

（ア）被災者の見守りと日常生活支援
①三原市地域支え合いセンターによる支援
（巡回訪問，相談受付，コミュニティづくり支援等）
②災害弔慰金，見舞金，義援金等の支給

（イ）税等の減免と医療費助成等
①各税等の減免
②医療費の助成等

（ウ）被災者の住宅確保
①被災した住宅の再建支援
②住宅再建までの仮住まいの提供
（仮設住宅，公営住宅等の提供）

B インフラ災害復旧プロジェクト

（ア）二次災害防止対策
①応急復旧事業の実施
②土砂災害防止事業の実施

（イ）公共土木施設の早期復旧及び強靭化対策
①公共土木施設災害復旧事業の実施
②河川激甚災害対策特別緊急事業の実施
③上下水道施設災害復旧事業の実施
④公園施設災害復旧事業の実施

（ウ）農地・農林業用施設の早期復旧
①土砂災害防止事業の実施
②農地・農林業用施設災害復旧事業の実施

C 災害廃棄物処理プロジェクト

（ア）全壊家屋等や宅地内の土砂混じりがれきの撤去
①土砂混じりがれき撤去費用・家屋解体撤去費用の助成
②市による土砂混じりがれきの撤去・家屋解体撤去

（イ）災害ごみの処分
①災害廃棄物仮置場の設置及び災害廃棄物の処理・処分
②災害廃棄物戸別収集
③災害廃棄物相談の個別対応・協議

D 産業支援プロジェクト

（ア）被災事業所の事業再建・雇用の維持
①被災事業所への支援体制の構築
（相談業務，義援金支給）
②国等の支援策活用による施設等の復旧支援
（グループ補助金，持続化補助金，特別融資等）

（イ）早期の災害復旧による営農の継続
①経営体育成支援事業
（国の事業活用による農機具等支援）
②農地自主復旧支援事業
（公共の復旧事業の対象とならない農業者への義援金）

E 現地支援プロジェクト

（ア）支所との連携・連絡調整
①各支所管轄内での各プロジェクトチームとの連携及び調整

第６節　本市のめざす方向

人口の将来推計及び市民満足度の推移を踏まえ，後期基本計画の計画期間における本市としてめざす方向及び重点事項を次のとおり定めます。

（1）人口の将来推計

「第3節　主要指標の動向」にも掲載したとおり，国立社会保障・人口問題研究所の推計によると，現在の傾向で人口が減少した場合，令和7（2025）年には，本市の人口は9万人を割り，令和17（2035）年には，8万人を割ることが予測されています。さらに，令和42（2060）年には，平成27（2015）年の約44.7％の水準である53,185人にまで減少すると予測されています。

現状のまま何ら対策を講じない場合には，極めて厳しく困難な将来が待ち受けている状況であり，官民一体となって人口減少を抑制する取組が必要です。

とりわけ，現状の都市機能と生活機能を維持するためには，一定の人口規模を確保することが重要であり，そのためには，当面，今後5年間の人口の減少傾向を抑制するような，現状の人口減少のトレンドを変える大きな流れが必要です。

国が作成した資料によると，人口減少対策として，出生率の向上が5年遅れるごとに，日本全体の将来の定住人口がおおむね300万人ずつ減少する状況であり，人口減少は，早急に対応すべき「待ったなし」の課題となっています。

（2）市民満足度の推移

市が実施するあらゆる施策･取組等は，市民の想いを踏まえて進めていくことが重要です。平成30（2018）年の西日本豪雨災害がもたらした被害は，市民生活に甚大な影響を及ぼし，市民満足度を大きく押し下げる結果となりました。

本市の大きな課題である人口の減少傾向の抑制に向けては，定住人口の流出を防止することが非常に重要であり，そのためには，今住んでいる市民の満足度を高め，「住み続けたい」と感じる市民の割合を向上させることが重要です。

(3) めざす方向

上記を踏まえ，今後5年間の本市のめざす方向を次のとおり定めます。

【本市のめざす方向】
持続可能なまちづくり

①可能な限り現在の人口の維持

⇒令和7（2025）年時点で，人口9万人を維持する

（令和7年12月31日時点の住民基本台帳人口で計測）

②市民満足度の向上

⇒令和7（2025）年時点の市民満足度を災害前の水準である85％以上に上昇させる

（令和7年度実施予定の市民満足度調査における「住み続けたいと感じる市民の割合」で計測）

(4) 後期基本計画における重点事項

本市のめざす方向の実現に向けては，可能な限り現在の人口を維持する「①人口減少対策」と，住み続けたいと感じる市民の割合や各施策の満足度などを高める「②市民満足度向上対策」が必要です。

とりわけ，「③平成30（2018）年の豪雨災害からの復旧・復興」については，「人口減少対策」「市民満足度向上対策」の両面に関わるものであり，プランに基づき計画的・集中的に取り組むこととしていることから，この3つの事項を，後期基本計画における重点事項として設定することとします。

(5) 将来に向けて

本市では，前項で定めた重点事項の推進により，人口の減少傾向が強まる中でも，この5年間で9万人の人口を維持するための対策に積極的に取り組むとともに，市民の安全・安心など，満足度を高める施策にも取り組むことで，住民が将来も「住み続けたい」と感じるまちづくりを行っていきます。これらの取組の積み重ねが，かつての人口である10万人へのチャレンジにつながります。

こうした人口減少抑制・市民満足度向上に向けた取組とともに，現実に変化していく社会経済状況に応じた行財政運営の取組を進める行政経営により，将来にわたって市を維持する「持続可能」なまちをつくっていくことをめざしています。

① 将来像

行きたい　住みたい　つながりたい　世界へはばたく　瀬戸内元気都市みはら

めざす方向：持続可能なまちづくり

- ☞ **可能な限り現在の人口維持**（令和7年に9万人維持）
- ☞ **市民満足度の向上**（令和7年に85％以上）

② 三原元気戦略

活力づくり　安心づくり

重点　「活力」を創出する“総合戦略”

働く場づくり　交流人口拡大　子ども・子育て充実　市民の健康づくり　選ばれるまち

人材育成

重点　「安心」を支える“定住自立圏”

生活機能の強化　結びつきやネットワークの強化　マネジメント能力の強化

人材育成

③ 基本目標

基本目標１	新しい三原をつくる協働のまち
基本目標２	地域の文化と多様な人材を育むまち
基本目標３	多様な産業と多彩な交流による活力あるまち
基本目標４	健やかに暮らせる人に優しいまち
基本目標５	安心して快適・安全に住み続けられるまち

計画の実現に向けて

重点　平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興

④ 各　論

〈政策〉　〈施策〉

基本目標１	
1-1　人権・男女共同参画	1-1-1　人権教育・啓発の推進 1-1-2　男女共同参画社会の形成
1-2　元気な地域	1-2-1　地域づくり活動の活性化 1-2-2　移住・定住の促進
1-3　市民協働	1-3-1　市民協働のまちづくりの推進 1-3-2　産学官金連携の推進

基本目標２	
2-1　教育	2-1-1　学校教育の充実 2-1-2　教育環境の整備・充実 2-1-3　青少年の健全育成
2-2　生涯学習，文化・スポーツ	2-2-1　生涯学習の振興 2-2-2　文化・芸術の振興 2-2-3　歴史・文化財を活かしたまちづくり 2-2-4　スポーツの推進

基本目標３	
3-1　商工業・サービス業	3-1-1　工業の振興 3-1-2　商業・サービス業の振興 3-1-3　起業・経営・就労の支援
3-2　農林水産業	3-2-1　農林水産業の担い手育成と生産振興 3-2-2　農林水産基盤の保全と長寿命化
3-3　観光・交流	3-3-1　地域資源を活かした観光6次産業化の推進 3-3-2　国際化の推進
3-4　交流・連携基盤	3-4-1　快適で安全な道路網の形成 3-4-2　空港・港湾を活かしたまちづくり 3-4-3　ICT（情報通信技術）を活かしたまちづくり 3-4-4　中心市街地の活性化

基本目標４	
4-1　子ども・子育て	4-1-1　多様な教育・保育サービスの充実 4-1-2　子ども・子育て支援の充実
4-2　健康・医療	4-2-1　健康づくりの推進 4-2-2　医療体制の構築
4-3　福祉・介護	4-3-1　長寿社会対策の推進 4-3-2　障害者福祉の充実 4-3-3　社会保障制度の適正な運営

基本目標５	
5-1　防災	5-1-1　災害対応力の強化 5-1-2　災害に強いまちの構築
5-2　生活の安全安心	5-2-1　消防・救急体制の整備 5-2-2　防犯活動・交通安全対策の推進 5-2-3　消費者・生活者の安心の確保
5-3　環境	5-3-1　環境保全の低炭素まちづくりの推進 5-3-2　循環型社会形成の推進
5-4　生活基盤	5-4-1　計画的なまちづくりの推進 5-4-2　都市・生活基盤の保全・整備 5-4-3　安全でおいしい水の供給 5-4-4　汚水の適正処理 5-4-5　快適・安全な住まいづくり 5-4-6　維持可能な地域公共交通網の形成

計画の実現に向けて	
6-1　効果的・効率的な行政運営	6-1-1　行財政改革の推進 6-1-2　公共施設等マネジメントの推進
6-2　透明性の高い行政運営と情報発信	6-2-1　戦略的・効果的な情報発信
6-3　地方分権型社会に対応した行政経営	6-3-1　地域の自主性・自立性を高める取組の推進